

水田園芸拠点づくり事業

農林水産部産地支援課

I 目的

水田を活用した園芸の産地化を加速するため、新たに水田園芸に取り組む意欲ある農業者への支援や拠点産地の計画づくりから本格的な取組までを支援。

II 事業内容

事業区分・対象経費等	事業実施主体	補助率
1. チャレンジ支援		
新たに県推進品目に取り組む担い手に対する支援 ・小規模でも新たに県推進品目の栽培に取り組む農業者、集落営農組織等の栽培実証を支援。 【対象経費】・県推進品目の栽培実証に係る経費 ・排水対策、種苗費、肥料、農薬費、資材費、機械レンタル費等 ※排水対策は必須	新たに取り組む農業者等で以下の条件を全て満たすこと ①販売を目的とし、1経営体の作付面積が露地は概ね10a以上、施設は概ね2a以上 ②新規取組地区の合計面積が1地区あたり露地で概ね1ha以上、施設で概ね20a以上 ③1地区2経営体以上での取組	1/2以内 (補助上限事業費) 露地300千円/10a 施設500千円/10a
2. 拠点づくり計画策定支援		
(1) 産地化に向けた地域の課題抽出や合意形成 ・県推進品目の産地化を目指す地域において、産地の目標や産地化に必要な仕組みを「拠点づくり計画」として策定する上で必要な取組を支援 【対象経費】・先進地視察経費、研修会開催に係る経費等		定額 (500千円/拠点)
(2) 計画策定に必要な試行的な取組支援 ・生産性向上や作業の省力化に繋がる技術導入、加工・業務向け出荷など、産地化に向けた試行的な取組を支援 【対象経費】・排水、灌水対策の試行のための資材購入経費 ・加工・業務向け出荷の試行のための鉄コンテナのレンタル経費 ・共同育苗の試行のための資材購入経費、ハウス賃借料等	産地協議会等	1/2以内
3. 拠点体制づくり支援		
(1) 拠点体制づくりのために必要な活動に対する支援 ・拠点づくりに向けた実証等の取組を支援 【対象経費】・拠点体制づくりに必要な技術確立に向けた資材購入経費 ・労働時間の効率化のための労務管理ソフト等の試験導入 ・共同出荷体制検証のための輸送経費等	産地協議会等	1/2以内
(2) 拠点づくりの体制整備に向けた機械レンタル等の仕組みづくり ・機械化体系の導入を進めるためのレンタル用機械を整備 【対象経費】・レンタル用機械の購入、又はリース方式による導入	JA、市町村農業公社、農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人等	1/3以内
(3) 園芸作業を受託する法人等の育成		
① 人材育成に必要な研修経費の支援 ・園芸作業を受託する法人等が、新たに人材を雇用し、栽培技術や機械操作等の習得のための研修等を実施する場合にその経費を支援 【対象経費】・人材育成のための研修等に係る経費	JA出資法人、市町村農業公社、農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人等	定額 (上限:10万円/月・人)
② 作業受託に必要な機械整備 ・園芸作業を受託する法人等が、作業受託に必要な機械整備等を支援 【対象経費】・作業受託に必要な機械整備		1/3以内
(4) 取り組みの加速化 ・拠点づくりに取り組む経営体に必要な施設、営農機械等の導入支援 【対象経費】・拠点づくりに必要な施設、営農機械等の整備	認定農業者、新規認定農業者、農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人等	1/3以内
(5) 拠点産地の広域展開【新規】 ・国庫補助事業を活用して、生産機械や調製・集出荷施設等を広域的に導入する場合に必要な経費の一部を補助 【対象経費】・生産機械や調製・集出荷施設等の整備	国庫補助事業活用者	1/6以内
4. ハウス等整備支援 (栽培品目がアスパラガス、ミニトマトでエントリービジョンを策定した産地)		
(1) 国庫補助事業活用型 ・国庫事業を活用した新規就農者等の受け皿づくりのために整備するハウス等の賃貸又は取得を支援 【対象経費】・県推進6品目のハウス施設とその付帯設備の整備等に要した経費	(賃貸の場合) 国庫補助活用者、市町村、農業協同組合及び農業公社等 (取得の場合) 国庫補助活用者、認定新規就農者、認定農業者等	ハウス等整備に係る総事業費の1/4以内
(2) 国庫非活用型(県・市町村事業) ・国庫事業を活用できない新規就農者等の受け皿づくりのために整備するハウス等の賃貸又は取得を支援 ※市町村が事業費の1/3を補助する場合、県も同額を補助 【対象経費】・県推進6品目のハウス施設とその付帯設備の整備に要した経費	(賃貸の場合) 市町村、農業協同組合及び農業公社等 (取得の場合) 認定新規就農者、認定農業者等	ハウス等整備に係る総事業費の1/3以内
(3) 国庫非活用型(県単独事業) ・国庫事業を活用できない新規就農者等の受け皿づくりのために整備するハウス等の取得を支援 【対象経費】・県推進6品目のハウス施設とその付帯設備の整備に要した経費	(取得) 認定新規就農者、認定農業者等	ハウス等整備に係る総事業費の1/3以内
(4) 農業省力化ハウス等生産基盤整備促進(新型コロナ対策)【新規】 ・既存のハウス等整備支援と基本的な条件を揃えた上で、ハウス内環境制御に資する装置を設置するハウス整備を支援 ※令和3年度2月補正予算計上 【対象経費】・県推進6品目のハウス施設とその付帯設備の整備に要した経費	上記4(1)、(2)、(3)と同様	上記4(1)、(2)、(3)と同様

※上記3の(1)、3の(2)、3の(3)の②、3の(4)の事業全体での補助対象上限は34,000千円/拠点(事業実施期間:最長5年間の総事業費)

※上記3の(1)、(2)、(3)、(4)の事業実施主体は、いずれも、エントリービジョンに位置づけられていること。